短期入所生活介護重要事項説明書

（令和８年６月１日現在）

◇　当施設が提供するサービスについての相談窓口

電　話　０４３－４８６－５０５０（午前９：３０～午後５：１５まで）

担　当

＊ご不明な点は何でもおたずねください。

◇　さくら苑ショートステイサービスの概要

◎ご利用施設の名称・所在地等

施設名	さくら苑ショートステイサービス
所在地	千葉県佐倉市鏑木町３４６番地
介護保険指定番号	短期入所生活介護　（千葉県　１２７１７００２１１）
管理者	藤崎　浩二

◎施設の概要

定　員		１５名	静養室	１室
居室	４人部屋	１８室	医務室	１室
	２人部屋	７室	食堂	２室
	１人部屋	９室	ロビー	１室
浴室		一般浴槽と特殊浴槽 チェア浴があります	機能訓練室兼食堂	１室
			談話室	１室

◇　法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　佐倉厚生会
代表者役職・氏名	理事長　遠山　正博
本部所在地・電話番号	千葉県佐倉市鏑木町３４６番地 電話　０４３－４８６－５０５０
定款の目的に定めた事業	１．介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ２．短期入所生活介護事業（ショートステイサービス） ３．地域密着型通所介護事業 ４．介護予防通所介護及び第１号通所事業 ５．訪問介護事業（ホームヘルプサービス） ６．介護予防訪問介護事業及び第１号訪問事業）

	７．居宅介護支援事業 ８．配食事業 ９．地域包括支援事業

◇職員の人員配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ＊職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	配置数
施設長	１名
介護職員	３０名以上
看護職員	４名以上
生活相談員	１名以上
介護支援専門員	１名以上
機能訓練指導員	１名以上
医師	２名以上
管理栄養士	１名以上

〈主な職種の勤務体系〉

職　種	勤務体制		
医師	毎週水・金曜日　１０：３０～１１：３０		
介護職員	標準的な時間帯における最低配置職員		
	日勤帯	早番　７：３０～１６：１５	４名
		日勤　８：３０～１７：１５	２名
		遅番　１０：００～１８：４５	５名
	夜勤帯	夜勤　１７：００～　９：１０	４名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置職員		
	日勤帯	日勤　８：３０～１７：１５	２名

◇　サービス内容

◎基本サービス

①短期入所生活介護サービス計画の作成（利用期間４日以上の方）

②食事

③入浴

④介護

⑤機能訓練
⑥生活相談
⑦健康管理

◎その他のサービス
①理美容サービス
②レクリエーション
③その他

◇　ご利用料金表

◎介護保険給付利用料

ただし、介護保険の給付を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

ご利用者の負担は介護保険負担割合証に記載された負担割合となります。

［１日あたりの利用料］

＜介護サービス費(従来型多床室)＞　　※R8,6 改定　１単位＝10.55 円

ご利用者の要介護度		単位	１日当たりの負担金		
			１割負担の方	２割負担の方	３割負担の方
介護サービス費	要介護１	６０３単位/日	６３７円	１，２７３円	１，９０９円
	要介護２	６７２単位/日	７０９円	１，４１８円	２，１２７円
	要介護３	７４５単位/日	７８６円	１，５７２円	２，３５８円
	要介護４	８１５単位/日	８６０円	１，７２０円	２，５８０円
	要介護５	８８４単位/日	９３３円	１，８６６円	２，７９８円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		１８単位/日	１９円	３８円	５７円
令和８年７月より 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		１０単位/月	１１円	２１円	３２円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ		１３単位/日	１４円	２８円	４２円

［発生時のみの利用料］

項目	単位	１月当たりの負担金		
		１割負担の方	２割負担の方	３割負担の方
送迎加算（片道）	１８４単位/回	１９５円	３８９円	５８３円
療養食加算 （療養食を提供した場合のみ）	８単位/回	９円	１７円	２６円

緊急短期入所受入加算 （対象者のみ７日間まで）	９０単位/日	９５円	１９０円	２８５円
若年性認知症利用者受入加算 （対象者のみ）	１２０単位/日	１２７円	２５４円	３８０円
認知症行動・心理症状緊急対応加算（対象者のみ７日間まで） ただし若年性認知症利用者受入加算にて対応している場合は対象外	２００単位/日	２１１円	４２２円	６３３円

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ　　所定の単位数に×１７．６％が加算されます。

◎実費料金

滞在費（１日当たり）	９１５円
食費〈朝食５５０円・昼食７５０円・夕食７００円〉	２，０００円
おやつ代（飲み物含む）	１００円
行事参加費	材料代等の実費

※「滞在費」、「食費」について、「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、認定証に記載されている限度額となります。

◇キャンセル料

入所前に利用者の都合により利用をキャンセルされた場合、下記のキャンセル料をご負担いただきます。

①　入所日の前日の午後５時までにご連絡いただいた場合	無　　料
②　入所日の前日の午後５時までにご連絡がなかった場合	１日の利用料の３０％

◇支払方法

当月の利用料金の合計額の請求書を翌月１５日までにご利用者または代理人に通知します。
ご指定の金融機関から毎月２７日（金融機関休業日の場合は、翌日以降の営業日）に自動引き落としになります。

◇サービスの利用方法

◎サービスの 利用申し込み	介護保険法の要介護度１～５の方が対象となります。 まずは、お電話でお申し込みください。 利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、利用の予約は、２ヶ月前からできます。 利用までに診断書を提出していただきます。（用紙は、施設で用意してあります。） この診断書の有効期限は１年間とします。期間が経過しましたら改めて診断書を提出していただきます。 ＊居宅介護サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員にご相談ください。
◎サービス利用 契約の終了	・利用者のご都合でサービス利用を終了する場合 実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。 ・自動終了 ①利用者が介護保険施設に長期にわたり入所される場合 ②利用者がお亡くなりになられた場合 ③介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）または要支援１，２と認定された場合 ④利用者が、サービス料金の支払いを３ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、１５日以内に支払われない場合、あるいは利用者やそのご家族等が施設や施設職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、３０日前までに文書で通知することにより、サービスを終了させていただくことがございます。なお、この場合は、契約終了後の予約は無効となります。

◇利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数を基に計算します。
＊以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止することがあります。
・利用者が途中退所を希望されたとき
・入所日の健康チェックの結果、発熱等体調がすぐれないとき
・利用中に病気や怪我で利用の継続が困難となったとき
・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があったとき

◇施設のサービス特徴等

運営方針	・介護を受ける立場にたった生活支援 ・在宅における生活の継続性の尊重 ・良好なコミュニケーションと生活の質の向上

◇サービス利用のために

守秘義務について	事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供いたします。
男性介護職員の有無	配置しております。
従業者への研修の実施	適宜実施しております。
サービスマニュアル作成	業務マニュアルを整備し、従業者教育を行います。
身体拘束	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
事業継続計画の策定等	非常災害に関する具体的計画を策定し備えるとともに、利用者に対して、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。
認知症についての理解	認知症についての理解を深め、ご利用者本人を主体とした介護を行うことで、その方の尊厳を守ります。認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じます。
虐待防止について	虐待防止のための指針を整備し、虐待防止のための対策を定期的に検討していきます。また、担当者を置き、研修等を通じて職員に周知徹底を図ることで、利用者の人権を保護します。

◇施設利用にあたってご留意いただく事項

面　　会	面会時間は午前９時００分～午後５時００分までにお願いいたします。面会の際は、玄関にある面会受付票にご記入ください。また、防犯上の問題等により上記以外の早朝、夜間帯の面会は、極力ご遠慮ください。
外　　出	外出をする際は、事前にご連絡ください。食事の手配等をさせていただきます。
飲　　酒	嗜好により提供することは可能です。ご本人の健康状態、飲酒により他の利用者に迷惑はかかるようなことがあれば禁止させていただくこともあります。
喫　　煙	全館禁煙とさせていただきます。
設備、器具の利用	ご利用については必ず職員にお尋ねください。
金銭・貴重品の管理	ご希望があればご本人分を管理します。その際には、お預かり証を発行いたします。
宗教活動	信仰に関しては自由ですが、他の方への布教活動はご遠慮願います
その他	ここに取り決めのないことについては随時協議し、決めさせていただきます。

◇非常災害対策

災害時の対応	消防計画に基づき非常時の対応をいたします
防災設備	スプリンクラー、火災報知器、非常通報装置を備えています
防災訓練	総合避難訓練、夜間想定避難訓練を定期的に実施しています
防災協定	財団法人　日産厚生会 財団法人　日本老人福祉財団 弥勒町自治会 上記の法人、自治会と平成１８年４月１日締結
防火管理者	伊藤　裕已

◇サービス内容に関する相談・苦情

当施設のご利用者相談苦情窓口担当	石井　八重　　飯塚　純子　　吉橋　崇　　入江　恵美 電話　０４３－４８６－５０５０
	【佐倉市】　高齢者福祉課 電話　０４３－４８４－１７７１ 【酒々井町】　健康福祉課　介護保険班 電話　０４３－４９６－１１７１ 【八街市】　高齢者福祉課 電話　０４３－４４３－１４９１ 【四街道市】　高齢者支援課 電話　０４３－４２１－６１２７ 【印西市】　介護福祉課　介護保険班 電話　０４７６－４２－５１１１ 【成田市】　介護保険課 電話　０４７６－２０－１５４５ 【千葉県国民健康保険団体連合会】 電話　０４３－２５４－７４０１

◇緊急時の対応方法

短期入所生活介護をご利用中に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等の必要な措置を講じるほか、ご家族等へ速やかに連絡いたします。		
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
かかりつけ医	病（医）院名	
	主治医	
	所在地	
	電話番号	

令和　　年　　月　　日

短期入所生活介護利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地　千葉県佐倉市鏑木町３４６番地

名　称　さくら苑ショートステイサービス

管理者　　藤崎　浩二　　㊞

説明者　　生活相談員

氏名　　㊞

私は、本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住　所

氏　名　　㊞

代理人

住　所

氏　名　　㊞
（続柄）